群馬県スキー連盟ジュニア育成基金規程

(総則)

第1条　名称は「群馬県スキー連盟ジュニア育成基金」（以下基金という。）と称し、群馬県スキー連盟事務局内に置く。

（目的）

第2条　この基金は、群馬県スキー連盟加盟団体が行うジュニアを対象としたスノースポーツの普及・育成・振興・強化に関わる事業を奨励することを目的とする。

（基金の原資）

第3条　この基金は、群馬県スキー連盟が支出する事業費と関係者の寄付をもって充当する。

（使途）

第4条　この基金は、別に定める「群馬県スキー連盟ジュニア育成事業助成金交付要綱」により、助成金の原資としてのみ使途される。

（運用）

第5条　この基金は、群馬県スキー連盟ジュニア育成委員会（以下委員会という。）が担当

し、必要に応じて理事会に報告する。

２．この基金の運用については必要に応じ規則定めることができる。

（管理）

第6条　この基金は、群馬県スキー連盟特別会計とし、銀行等に預金する。

２．この基金の管理は、委員長が行う。

（規程の変更）

第7条　この規程の変更は、委員会にて行う。

(附則)　この規程は平成　　年　　月　　日から施行する。